

臨床研究法に関する注意点

学会において発表する際、今後は臨床研究法に反する発表は避けなければなりません。
以下の注意事項を参考にしてください。

1. 適応外使用における症例発表は認定臨床研究審査会を通さなければ発表はできません。
この認定臨床研究審査会は全国に 61 箇所しかなく医学部の持っている機関のみとなります。
例を挙げますと、MTA は直接覆髄においては認可がおりていますが、それ以外（断髄、根管充填、穿孔処置、逆根管充填など）は適応外使用ということになります。日本で認可を受けていない器材ももちろんこの範疇に入ります。
2. 抜去歯を用いた基礎研究もヒトを対象とした研究になりますので倫理委員会の承認が必要です。
例えば、根管形成法の比較を Ni-Ti ファイルとステンレススチールファイルで比べたものを行う場合においても倫理委員会の承認が必要です。
通常倫理委員会は大学に設置されていますが、本学会の倫理審査委員会でも受け付けます。
3. ヒトの CT 像からの分析を行った場合も、ヒトを対象とした研究になりますので倫理委員会の承認が必要です。
例えば、自院で診察した患者のう蝕を有する患者さんの分析などは、倫理審査委員会の承認を得なければなりません。
4. 自院で行った治療（適応内のもの）の分析結果を発表する場合におきましても、ヒトを対象とした研究になりますから倫理審査委員会の承認が必要です。
5. 動物に対して行った実験でも、動物に対する研究の倫理審査委員会の承認が必要です。
動物だから大丈夫だろうというわけにはまいりません。

簡単ではありますが、以上の点につきましては最低限注意していただきたいことです。
詳細につきましては本学会の倫理審査委員会にお問い合わせください。

| |
|--|
| 日本顕微鏡歯科学会 倫理審査委員会 E-mail : rinkenho@kenbikyoshika.jp |
|--|